

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一六
- 旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件の一部を改正する件 一六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一七
- 道路の区域を変更する件七件 一六
- 道路の供用を開始する件十件 一七
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 一七
- 告示
県営土地改良事業の工事が完了した件 一七
- 随意契約の相手方を決定した件 一七
- 福島県公安委員会
道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 一七
- 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 一七

告 示

福島県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
きよはし調剤薬局駅前店	田村郡三春町字担橋二一―一五	有限会社みはる調剤薬局	田村郡三春町字大町三二―一	令和五年二月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
特別養護老人ホームしょうぶ苑	喜多方市岩月町大都字菖蒲沢三六一〇―一	社会福祉法人啓和会	喜多方市塩川町字下前田二一	同年三月一日	介護老人福祉施設
特別養護老人ホームいちようの木	河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北四三	社会福祉法人啓和会	喜多方市塩川町字下前田二一	令和四年一月一日	地域密着型介護老人福祉施設 設入所者生活介護

（社会福祉課）

福島県告示第二百六十号

旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件（平成二十四年福島県告示第百七十一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

1及び2中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

福島県知事 内堀 雅 雄

（食品生活衛生課）

福島県告示第二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五條第四項の規定により法第六條第二項の規定による届出とみなされる法附則第五條第一項の変更の届出に係り法第八條第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民

情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしまやのめ店 福島県福島市南矢野目字向原一番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から徴収した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道丸森 梁川線	伊達市梁川町山舟生字 高倉一四番一地从先 同 市梁川町山舟生字 小手内一五番四地先ま で	変更前 変更後	七・五 三二・八 七・五 三二・八	八二七・四 八二七・四 八二七・四

(道路計画課)

福島県告示第二百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------------	-------	-----

の別	(メートル)	(メートル)
----	--------	--------

県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下五九番三地 先から 同 郡同 村大字下川 内字坂シ内一三三番五 地先まで	変更前 変更後	A 六・七 一〇・三 B 一・五 六〇・〇	一、五三二・三 一、七〇〇・〇
-------------	---	------------	--------------------------------------	--------------------

(道路計画課)

福島県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字上川 内字早渡二七九番一地 先から 同 郡同 村大字上川 内字町分三四四番一地 先まで	変更前 変更後	A 四・五 二六・〇 B 八・八 六三・五	一、七七〇・〇 一、〇四五・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字上滝一三番二地 先から 同 郡富岡町大字上手 岡字片倉一〇五番地先 まで	変更前 A 五・五〇 B 六七・〇〇 変更後 A 五・五〇 B 二〇・九〇 八一・七 四五・八	三、五六六・〇 三、〇四四・〇	三、五六六・〇 三、〇四四・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道本宮 土湯温泉 線	安達郡大玉村大字字鳥 喰一二二番地先から 同 郡同 村大山字小 泉一〇五番一地先まで	変更前 一〇・三〇 一六・八〇 変更後 一一・六〇 二九・五〇	三二〇・三〇 (メートル)	三二〇・三〇 (メートル)

(道路計画課)

福島県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道本宮 土湯温泉 線	安達郡大玉村大字字鳥 喰一二二番地先から 同 郡同 村大山字小 泉一〇五番一地先まで	変更前 一一・六〇 二九・五〇 変更後 一一・六〇 二九・五〇	三二〇・三〇 (メートル)	三二〇・三〇 (メートル)

(道路計画課)

福島県告示第二百六十八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多 方会津坂 下線	喜多方市塩川町四奈川 字若宮一三九八番一地 先から 同 市塩川町四奈川 字西鏡召二三番地先ま で	変更前 一六・八〇 三三・五〇 変更後 一五・三〇 三三・五〇	一八三・〇 (メートル)	一八三・〇 (メートル)

(道路計画課)

福島県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川三春線	田村郡三春町字八幡町一七番一地从先から 同 郡同 町字八幡町三八番一地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	田村郡三春町字鶴蒔田八番一地从先から 同 郡同 町字八幡町四三番一地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道丸森梁川線	伊達市梁川町山舟生字高倉六三番一地从先から 同 市梁川町山舟生字高倉一〇〇番五地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字坂シ内六番一地从先から 同 郡同 村大字下川内字坂シ内一三三番五地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字上川内字早渡二六〇番一地从先から 同 郡同 村大字上川内字町分三四四番一地从先まで	令和五年三月三十一日

福島県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	伊達市梁川町字右城町四六番一地从先から 同 市梁川町字南町谷川一五番一地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道平松梁川線	伊達市梁川町字上町八〇番地先から 同 市梁川町字南町谷川一五番一地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道本宮土湯温泉線	安達郡大玉村大字鳥喰二二三番地先から 同 郡同 村大字小泉一〇五番一地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇〇号	耶麻郡西会津町下谷字沼新田乙二五七番地先から 同 郡同 町下谷字沼尻乙三四番一地从先まで	令和五年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方会津坂下線	喜多方市塩川町四奈川字若宮一三九八番一地从先から	令和五年三月三十一日

同 市塩川町四奈川字鏡百三
番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
東今田

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十一号までを順次結んだ線及び
標柱二十一号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川郡浅川町山白石字

東今田 五十三番二

下菖蒲庭 三百三十六番

二百四十九番一

二百四十六番

二百四十番一

三百四十一番

三百四十五番

百六十七番

百六十三番

百十五番

九十八番

六十二番

一号及び二号

三号及び四号

五号及び六号

七号

八号及び九号

十号

十一号

十二号及び十三号

十四号及び十五号

十六号及び十七号

十八号

十九号から二十一号まで

(砂 防 課)

公 告

公告第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、
中田論田地区に係る県営農地整備事業（通作条件整備）の工事は令和五年一月二十六日
完了したので公告する。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第65号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年3月31日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 免許証カード基体（I C） 予定数量351箱
 - (2) インクリボンカセット（I C） 予定数量161箱
 - (3) 運転経歴証明書用カード基体 予定数量20箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（入札用度課）

福島県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和5年3月31日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称 株式会社南部自動車学校

住所 福島県須賀川市北山寺町77番地

代表者の氏名 深谷 幸弘

施設の名称 南部自動車学校

施設の所在地 福島県須賀川市北山寺町77番地

- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）

- 3 認定年月日

令和5年3月16日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和5年3月31日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

名称 株式会社南部自動車学校

住所 福島県須賀川市北山寺町77番地

代表者の氏名 深谷 幸弘

施設の名称 南部自動車学校

施設の所在地 福島県須賀川市北山寺町77番地

2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

- (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

3 認定年月日

令和5年3月16日

（運転免許課）